

## 選挙管理委員会定例会次第

日時：令和5年10月3日(火) 午後4時15分(予定)

場所：朝霞市役所 別館5階 大会議室(奥)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係
  - 議案第57号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
  - 議案第58号 選挙時登録の登録基準日等の決定について
  - 議案第59号 投票所の指定について
  - 議案第60号 期日前投票所の指定について
  - 議案第61号 登録の移替えの延期を定めることについて
  - 議案第62号 事務従事者の委嘱について
- 5 その他
- 6 閉会

議案第57号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙において公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第7項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を45区画とすることについて議決を求める。

令和5年10月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田昭司

議案第58号

選挙時登録の登録基準日等の決定について

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における公職選挙法第22条第3項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年10月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

- 1 登録基準日 令和5年11月25日  
(ただし年齢要件については令和5年12月4日)
- 2 登録日 令和5年11月25日

議案第59号

投票所の指定について

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田昭司

投票区名	投票所
第1投票区	朝霞市立朝霞第一小学校内
第2投票区	根岸台市民センター内
第3投票区	内間木公民館内
第4投票区	朝霞市立朝霞第四小学校内
第5投票区	朝霞市立朝霞第五小学校内
第6投票区	朝霞市民会館内
第7投票区	朝霞市立朝霞第一中学校内
第8投票区	朝霞市東朝霞公民館内
第9投票区	朝霞市立朝霞第四中学校内
第10投票区	宮戸市民センター内
第11投票区	志木聖母教会内
第12投票区	朝霞浜崎団地集会所内
第13投票区	朝霞市東朝霞保育園内
第14投票区	朝霞市栄町保育園内
第15投票区	朝霞市保健センター内
第16投票区	朝霞市根岸台保育園内
第17投票区	弁財市民センター内
第18投票区	朝霞市立朝霞第七小学校内
第19投票区	朝霞膝折団地集会所内
第20投票区	溝沼市民センター内
第21投票区	朝霞市西朝霞公民館内
第22投票区	膝折市民センター内
第23投票区	朝霞たちばな幼稚園内

議案第60号

期日前投票所の指定について

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
朝霞市役所内	令和5年11月27日から令和5年12月2日まで
朝霞台出張所内	令和5年11月27日から令和5年12月2日まで

議案第61号

登録の移替えの延期を定めることについて

朝霞市議会議員の任期が令和5年12月17日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 1 登録の移替えを延期する期間 | 令和5年10月18日から<br>令和5年12月 3日まで |
|-----------------|------------------------------|

議案第62号

事務従事者の委嘱について

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司